

# Business News

第207号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 28 年 10 月からの「社会保険の適用拡大」に関する 2 回シリーズの 1 回目として、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに「適用要件」について寄稿いただきました。

## 社会保険の適用拡大の概要 (1) 適用要件

平成 28 年 10 月 1 日から、従業員 501 人以上の企業については、短時間労働者に対する社会保険(厚生年金保険、健康保険)の適用が拡大されます。第 1 回は、この適用拡大の要件について解説します。

### 1. 社会保険の適用基準の明確化

平成 28 年 10 月の改正後は、社会保険の適用基準が明確化され、「1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 以上(以下「4 分の 3 基準」という。)である者を、被保険者として取り扱う」とされました。

(従来は、上記「4 分の 3 基準」と類似の取り扱いがされていましたが、法律上は定められていませんでした。)

### 2. 適用拡大の 5 要件

上記の「4 分の 3 基準」を満たさない者でも、以下の(1)から(5)の全ての要件に当てはまる場合、平成 28 年 10 月から社会保険の被保険者となります。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上あること(雇用保険における取り扱いと同様にする)  
週の所定労働時間とは、就業規則や雇用契約書等により勤務すべき時間をいう
- (2) 賃金の月額が 8.8 万円(年収 106 万円)以上であること  
時間外労働の割増賃金や、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与などは除く
- (3) 雇用見込み期間が 1 年以上であること(以下の通り)
  - (ア) 期間の定めがなく雇用される場合
  - (イ) 雇用期間が 1 年以上である場合
  - (ウ) 雇用期間が 1 年未満である次の場合
    - (a) 雇用契約書等に契約が更新される旨が明示されている場合
    - (b) 雇用契約書等に契約が更新される旨が明示されていないが、同様の雇用契約で 1 年以上雇用された実績がある場合
- (4) 学生でないこと(大学の夜間学部、高校の定時制課程の方等は被保険者となる)
- (5) 従業員 501 人以上の企業(特定適用事業所)であること

適用拡大前の基準による厚生年金保険の被保険者(69 歳までの被用者)が、1 年のうち 6 か月以上、500 人を超えることが見込まれる場合、特定適用事業所に該当する

※その他詳細は、日本年金機構HPをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2016/201605/0516.html>

第 2 回は、社会保険の適用拡大にあたっての、対応のポイントについて解説します。

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)